

大垣市税条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

総務省自治税務局から地方税分野の各税目に係る手続きにおける個人番号・法人番号の利用について通知があったため、年金所得に係る特別徴収税額の納税義務者への通知に法人番号の記載欄を設ける様式改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 第 39 号様式(1) 市県民税 納税通知書・納付書・領収書
- (2) 第 39 号様式(2) 市県民税 納税通知書（口座振替用）
- (3) 第 39 号様式(3) 公的年金からの特別徴収（継続）税額決定通知書

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日